JD3743	142251	いずみ
JD3756	142268	第一神翔丸
JD3774	142302	うとう
JD3779	142310	第八大徳丸
JD3780	142311	ひまわり
JD3788	142322	泉和丸
JD3795	142332	ふたば
JD3801	142340	第五さんのう
JD3804	142343	第一幸伸丸

○国土交通省告示第百九十四号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十七年二月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
JD3743	142251	いずみ	26.12.18
JD3756	142268	第一神翔丸	26.12.18
JD3774	142302	うとう	26.12. 5
JD3779	142310	第八大徳丸	26.12. 8
JD3780	142311	ひまわり	26.12.10
JD3788	142322	泉和丸	26.12. 1
JD3795	142332	ふたば	26.12. 2
JD3801	142340	第五さんのう	26.12.22
JD3804	142343	第一幸伸丸	26.12.11

○国土交通省告示第百九十五号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十七年二月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書の番号	船舶番号	船名	日付
A09181611	128434	第二十三健翔丸	平成21.12.7
JG5469	135831	日の出丸	26.12.1
JH3049	128434	第二十三健翔丸	26.12.1
JJ3368	125308	因幡	26.12.9
JK5245	133708	第七光信丸	26.12.10
JL2552	101391	第八昇進丸	26.12.24
JL6155	134855	第十丸住丸	26.12.8
JM6306	133585	はつかぜ	26.12.4
JM6361	133650	ありあけ	26.12.4
JQVA	132254	拓洋丸	26.12.15
JE2376	121311	第三宝山丸	26.12.16
JE2753	125020	第五十一金生丸	26.12.4
JE2787	126588	第三たかほこ丸	26.12.24
JE2788	126589	第二たかほこ丸	26.12.24
JE2789	126591	第一たかほこ丸	26.12.24
JE2879	130527	第二十六惣寶丸	26.12.26
JG3513	117730	おおしま	26.12.11
JG4473	126874	第二十一きんせい丸	26.12.2
JQPC	85675	第八河岸丸	26.12.10
JQVA	132254	拓洋丸	26.12.15
JE2376	121311	第三宝山丸	26.12.16
JE2753	125020	第五十一金生丸	26.12.4
JE2787	126588	第三たかほこ丸	26.12.24
JE2788	126589	第二たかほこ丸	26.12.24
JE2789	126591	第一たかほこ丸	26.12.24
JE2879	130527	第二十六惣寶丸	26.12.26
JG3513	117730	おおしま	26.12.11
JG4473	126874	第二十一きんせい丸	26.12.2
7MGD	133753	クルーズフェリー飛龍21	平成26.12.24
8KYF	124690	日本丸	26.12.4

○国土交通省告示第百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

筑穴ヶ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十四号を平成十六年国土交通省告示第二百八十五号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都三宅島三宅村坪田

一号から十四号まで

五三三一番

五三三二番

五三三三番

五三三四番

五三三五番

五三三六番

五三三七番

五三三八番

五三三九番

五三四〇番

五三四一番

五三四二番

五三四四番

五三四五番

五三四六番

五三四七番

五三四八番

五三四九番

五三五〇番

五三五一番

五三五二番

五三五三番

五三五四番

五三五五番

五三五六番

五三五七番

五三五八番

五三五九番

五三六〇番

五三六一番

五三六二番

五三六三番

五三六四番

五三六五番

五三六六番

五三六七番

五三六八番

五三六九番

五三七〇番

五三七一番

五三七二番

五三七三番

五三七四番

五三七五番

五三七六番

五三七七番

五三七八番

五三七九番

五三八〇番

五三八一番

五三八二番

五三八三番

五三八四番

五三八五番

五三八六番

五三八七番

五三八八番

五三八九番

五三九〇番

五三九一番

五三九二番

五三九三番

五三九四番

五三九五番

五三九六番

五三九七番

五三九八番

五三九九番

五四〇〇番

五四〇一番

五四〇二番

五四〇三番

五四〇四番

五四〇五番

五四〇六番

五四〇七番

五四〇八番

五四〇九番

五四一〇番

五四一一番

五四一二番

五四一三番

五四一四番

五四一五番

五四一六番

五四一七番

五四一八番

五四一九番

五四二〇番

五四二一番

五四二二番

五四二三番

五四二四番

五四二五番

五四二六番

五四二七番

五四二八番

五四二九番

五四三〇番

五四三一番

五四三二番

五四三三番

五四三四番

一号から十四号まで

五四三五番

十五号及び十六号

五四三六番

十七号

五四三七番

十八号

五四三八番

十九号

五四三九番

二十号から二十四号まで

五四四〇番

二十五号

五四四一番

二十六号

五四四二番

二十七号及び二十八号

五四四三番

二十九号及び三十号

五四四四番

三十一号から三十四号まで

五四四五番

三十五号及び三十六号

五四四六番

三十七号から三十九号まで

五四四七番

四十号及び四十一号

五四四八番

四十二号

五四四九番

四十三号及び四十四号

五四五〇番

四十五号から四十八号まで

五四五一番

四十九号から五十二号まで

五四五二番

五十三号

五四五三番

五十四号

五四五四番

五十五号

五四五五番

五十六号

五四五六番

五十七号及び五十八号

五四五七番

五十九号から六十一号まで

五四五八番

六十二号及び六十三号

五四五九番

六十四号

○国土交通省告示第百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

吉野下川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県白山市吉野

北　一五四番　一号及び十一号

ケ　一八五番　二号

五七番一　三号

五四番一　九号

一八六番二　十号

十五字　七五番一　四号

七五番三　八号

十六字　一番　五号

二番　六号及び七号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

レナガ谷川

三　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県白山市河内町福岡

ヨ　十九番一　一号から三号まで

十七番　四号

十五番　五号及び六号

レ　三番二　七号

三番一　八号から十号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱十一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県白山市河内町福岡

カ　三四番　十一号

三五番　十二号及び十三号

三七番　十四号

三八番　十五号

タ　十番　十六号

十一番　十七号

ヨ　八番　十八号及び十九号

○国土交通省告示第百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

京平

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

富山県富山市西金屋

字高山　六六三五番地先道路敷　一号

六六三五番　二号及び十五号

六六三四番　十四号

字浦大谷　九二番五　三号、四号及び七号

九二番四　五号及び六号

八一番七　八号

字京平　九六番一　九号

九四番一　十号及び十一号

九四番四　十二号及び十三号

○国土交通省告示第百九十九号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・六パーセント」を「〇・五パーセント」に改める。

附則第三項の表利率欄中「〇・八パーセント」を「〇・六パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十七年一月十五日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。